

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び同法施行規則第191条に定める書面)

2024年4月24日

株式会社デンソー

2024年4月24日

吸収合併に係る事前開示事項

愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地
株式会社デンソー
代表取締役 林 新之助

株式会社デンソー（以下「デンソー」といいます。）を吸収合併存続会社、株式会社オーバス（以下「オーバス」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うに際して、会社法第794条第1項及び同法施行規則第191条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子間会社の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社（オーバス）に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社（デンソー）に関する事項

(1)最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（デンソー）の債務の履行の見込みに関する事項

最終事業年度の末日（2023年3月31日）現在のデンソー及びオーバスの資産、負債及び純資産の状況は、下表のとおりです。

デンソーにつきましては、2023年4月1日以降本日まで、本合併の効力発生日以後におけるデンソーの債務の履行の見込みに重要な影響を及ぼすような事態は生じておらず、また、本合併の効力発生日の前日までにこれらの額が大きく変動することは予測されておりません。

次に、オーバスにつきましても、2023年4月1日以降本日まで、本合併の効力発生日以後におけるオーバスの債務の履行の見込みに重要な影響を及ぼすような事態は生じておらず、また、本合併の効力発生日の前日までにこれらの額が大きく変動することは予測されておりません。

したがって、本合併の効力発生日以後におけるデンソーの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、本合併の効力発生日以後においてデンソーの債務の履行に支障を及ぼす又はその可能性がある事情は、現在のところ認識されておりません。従って、本合併の効力発生日以後におけるデンソーの債務について、履行の見込みはあると判断しております。

(単位；百万円)

| | 資産の額 | 負債の額 | 純資産の額 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| デンソー | 7,408,662 | 2,828,951 | 4,579,711 |
| オーバス | 5,892 | 7,954 | ▲2,062 |

以 上

別紙 1

吸収合併契約の内容

合併契約書

株式会社デンソー（以下「デンソー」という。）及び株式会社オーバス（以下「オーバス」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

デンソー及びオーバスは、本契約に定めるところにより、デンソーを吸収合併存続会社、オーバスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、デンソーは本合併によりオーバスの権利義務の全部を承継する。

第2条（商号及び住所）

デンソー及びオーバスの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) デンソーの商号及び住所

商号：株式会社デンソー

住所：愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地

(2) オーバスの商号及び住所

商号：株式会社オーバス

住所：東京都港区港南二丁目16番2号

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により変動する株主資本は全て資本剰余金とし、デンソーの資本金及び準備金の額は変動しないものとする。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和6年7月1日とする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、デンソー及びオーバスが協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（会社財産の管理等）

デンソー及びオーバスは、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめデンソー及びオーバスが協議し合意の上、これを行うものとする。

第6条（従業員の処遇）

オーバスの従業員に関する取り扱いについては、別にデンソー及びオーバスで協議のう

えこれを定める。

第7条（本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、デンソー又はオーバスの財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、デンソー及びオーバスが協議し合意の上、本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、デンソー及びオーバスが別途協議の上で定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本契約書 1 通を作成し、デンソー及びオーバスが記名押印の上、デンソーが原本を、オーバスが写しを、それぞれ保有するものとする。

令和 6 年 4 月 2 6 日

デンソー：

愛知県刈谷市昭和町一丁目 1 番地

株式会社デンソー

代表取締役社長 林 新之助

オーバス：

東京都港区港南二丁目 1 6 番 2 号

株式会社オーバス

代表取締役社長 古澤 憲三

別紙 2

オーバスの最終事業年度の
計算書類等

損益計算書

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

株式会社オーバス

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|-----------|-----------|
| 【売上高】 | | |
| 売上高 | 8,345,464 | 8,345,464 |
| 【売上原価】 | | |
| 当期製品製造原価 | 6,186,790 | 6,186,790 |
| 売上総利益 | | 2,158,673 |
| 【販売費及び一般管理費】 | | 880,167 |
| 営業利益 | | 1,278,506 |
| 【営業外収益】 | | |
| その他 | 4,220 | 4,221 |
| 【営業外費用】 | | |
| 支払利息 | 5,119 | |
| 固定資産関係費用 | 66 | |
| 為替差損 | 27 | 5,212 |
| 経常利益 | | 1,277,515 |
| 税引前当期純利益 | | 1,277,515 |
| 法人税, 住民税及び事業税 | | 826 |
| 法人税等調整額 | | △566,348 |
| 当期純利益 | | 1,843,036 |

株主資本等変動計算書

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

株式会社オーパス

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------------------|------------|------------|------------|--------|
| | 資本金 | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | 資本金 | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| | | | 資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期末残高 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | △4,105,512 | △4,105,512 | △3,905,512 | △3,905,512 | |
| 当期末変動額 | | | | | | | | | |
| 当期末純利益 | | | | | 1,843,036 | 1,843,036 | 1,843,036 | 1,843,036 | |
| 当期末変動額合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,843,036 | 1,843,036 | 1,843,036 | 1,843,036 | |
| 当期末残高 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | △2,262,475 | △2,262,475 | △2,062,475 | △2,062,475 | |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定)
 - (2) 固定資産の減価償却方法
有形固定資産 …… 定率法
ただし、建物および構築物については、定額法を採用しております。
無形固定資産 …… 定額法
ただし、市場販売用目的のソフトウェアにつきましては、見込販売収益に基づく方法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金 …… 従業員等の賞与の支出に備えるために、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 …… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額 171,433千円
3. 株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度末日における発行済株式数
普通株式 2,000株
4. その他の注記
記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。